

## 鳥取県告示第61号

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

平成21年1月30日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1(1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所  
八頭郡八頭町郡家殿字大谷1
  - (2) 保安林として指定された目的  
水源のかん養
  - (3) 変更後の指定施業要件
    - ア 立木の伐採の方法
      - (ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。
      - (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、八頭町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
      - (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
    - イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種  
次のとおりとする。
- 2(1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所  
八頭郡八頭町山田字奥羽山364の1から364の3まで、365から367まで、370、371、字池ノ山377、378の1、378の3、郡家殿字芦ヶ谷639の2、653、篠波字大市谷710から717まで、718の1、字引地谷649の1、649の2、字奥深谷653、654、字本谷753の2から753の5まで、字上保木785から788まで、延命寺字馬場129、129の1、字宮ノ本287、288、字大屋敷289、291、字割谷294、296、字祢布谷297、字小屋ガ谷298、301の1、302、字萬燈山303、市場字小田592の2、592の45、592の47から592の51まで、593、646から650まで、650の1、651、字石山口658の1、658の4、658の10、658の11、659、660の1、660の2、字井毛661、662の14、久能寺字赤坂上930、934、937の1、937の2、938の1から938の54まで、上峰寺字笑ヒ道谷386の8、386の11、386の13、市谷字南谷542の1、542の2、542の4、543の1、551の1、548から550まで
- (2) 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
- (3) 変更後の指定施業要件
  - ア 立木の伐採の方法
    - (ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、八頭町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種  
次のとおりとする。
- 3(1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所  
八頭郡八頭町市場字荒神谷232の5、235の1、235の2、236
- (2) 保安林として指定された目的  
土砂の崩壊の防備
- (3) 変更後の指定施業要件
  - ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、八頭町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び八頭町役場に備え置いて縦覧に供する。)